

「税負担の転嫁」はどのように認識されるか

How Is “Shifting of Tax Burden” Recognized?

富永 和人

1 本稿の目的

税負担の転嫁は、例えばアダム・スミス『国富論』に次のように現れる。

商品にかかる税金が低く、密輸が盛んになるほどではない場合には、その商品を扱う商人は、税金を前払いしても、実際にはその税を負担するわけではなく、商品価格に上乗せして回収する。税金は最終的な買い手である消費者が負担する。¹⁾

価格への上乗せが可能かどうかは別として、このように価格を引き上げれば、消費者が価格騰貴分を税として負担することには疑いがないように見える。

これに対し筆者は、価格変化の如何にかかわらず、市場取引で税負担が取引相手に転嫁されることは原理的でない²⁾と主張した。この主張は当然、上記の常識的な観察と相容れない。

本稿では、税負担の転嫁という現象の認識が、認知バイアスによる錯覚として生じうることを示す。

2 対称性に基づく検討

間接税として単純な小売税を設計する。ある商品1個の販売に対し、売り手企業に10円の税を課す。税導入前、商品価格は100円であった。税導入後、企業は税額を上乗せして110円で消費者に売り、うち10円を小売税として政府に納める。このとき税は消費者が支払っており、税負担は企業から消費者に転嫁されている。

ところで物納という納税方法がある。貨幣は価値尺度財であるが、市場で交換される財であるという点において他の財と変わらない。そこで物納による間接税を設計する。

米を買った消費者がその一部を政府に物納する米税^{こめ}という税を考える。税率は20%で、消費者は買った米の20%を政府に納めるが、その負担を売り手(米穀店)に転嫁する。

米税の導入前、米1キロの価格が200円であった。米税の導入後、消費者が同額を支払って1キロの米を手元

に残すには、1.25キロを200円で(つまりキロ単価160円で)米穀店から買う必要がある。これは小売税の場合に企業が税額分だけ多く貨幣を入手することと対称である。それができれば、0.25キロの納税後、消費者の手元には税導入前と同様1キロが残り、税負担は完全に米穀店に転嫁される。

米税の下での取引と納税というこの一連の過程で誰がどれだけ税を最終的に支払うかを見定めるために、各々が持つ資産価額の変化を見る。米の取引単価は160円だから、取引前に米穀店が持つ米1.25キロは200円相当である。取引後、米穀店の手元には貨幣200円がある。よってこの過程の前後で米穀店の資産価額に変化はない。消費者は取引で貨幣200円を手放し、米1.25キロを手に入れ、そこから納税により0.25キロを失い、手元に1キロを残すが、これは160円相当である。よってこの過程によって消費者の資産価額は減っている。以上が「完全に転嫁が起きた」結果である。これを、米穀店が税を負担し、消費者は全く負担していないと見るのは難しくないか。

何らかの理由でこの米税が免税となり、米0.25キロが還付されるとする。税負担は完全に転嫁されたのだから、還付先は米穀店である。この還付の結果、米穀店の手元には貨幣200円と米0.25キロ(40円相当)が残る。消費者の手元には米1キロ(160円相当)がある。米穀店のほうに還付を行ったのは妥当だろうか。

以上の検討では、2種類の財(商品と貨幣)とそれらの間の市場における交換比率(価格)を用い、財の対称性を利用して2種類の間接税(小売税と米税)を設計した。税負担の転嫁が、貨幣による小売税の納税に関して起きるなら、商品による米税の納税に関して起きなければおかしい。しかし前者が起きる(ように見える)のに対し、後者は起きない(ように見える)。

3 認知バイアス

ノーベル経済学賞を受賞した認知心理学者ダニエル・カーネマンは、我々人間の判断や選択には系統的な(ランダムでなく予測可能な)エラーが起きると論じる³⁾。

このことが税負担の転嫁に関する本問題の核心ではないかと思われる。

カーネマンは、我々が判断や選択を行う際の思考の動きをシステム1とシステム2という2つの主体に擬えて説明する。システム1は高速かつ自動的に働く思考で、努力はほとんど必要とせず、思考を我々自らが制御しているとは感じない。システム2は、複雑な計算など、意識しないとできない困難な知的活動を行う思考である。システム1は印象や直感を絶えず生み出してシステム2に供給する。大抵の場合はそこに問題がなく、システム2はほぼ修正なくそれを受け入れる。これで我々は、自分の印象はほぼ正しいと信じ、それに従って行動する。システム1が困難に遭遇すると、システム2が動き、知的努力によって問題を解決しようとする。

この仕組みのために、我々の判断や選択には様々な系統のエラーが起きる。それが認知バイアスである。そのうち本問題に関連が深いと思われるのは以下である。

■置き換え 質問が難しくてすぐに答が出せないとき、システム1が元の質問に関連する簡単な質問を見つけて答えること。システム1によって行われるので、我々は自分が問題を置き換えたことに大抵は気づかない。「大統領の半年後の支持率は？」と質問されて、「大統領の今の人気はどれくらいか」を判断して適当な数字を答えるなどがその例である。

■「見たものが全て」 限られた手元情報に基づいて結論に飛びつくこと。システム1はその時に利用できる情報を材料にして可能な限り辻褄が合ったストーリーを作り出そうとし、手元にない情報は探そうとしない。

■真実性の錯覚 認知が容易なものほど正しいと判断しやすいこと。「鶏の体温」という表現を繰り返し提示された人はその表現に馴染んでいるために「鶏の体温は44度である」（もっともらしい数字なら何でもよい）という文章を正しいと判断しやすいという例がある。

■フレーミング効果 情報の提示のされ方が違うだけで異なった反応を引き起こすこと。システム1が事実あまりこだわらないために起きる。「手術後の死亡率は10%です」と言われるよりも、「手術後の生存率は90%です」と言われるほうが心強く感じるという例がある。

これらは共通して、直感的な思考を行うシステム1の作り出す印象が「それらしい」ためにシステム2のチェックをすり抜けることから起きる。

4 税負担の転嫁における認知バイアス

我々は税の支払いをどのように認識しているか。

■直接税——貨幣による納税の場合

ある経済主体に税額10円の直接税が課されると、その主体から政府に貨幣10円が移動する。これをその主体が10円という税を支払ってそれを負担したと認識する。

■直接税——物納の場合

ある主体が実物財（例えば建物）で税を納める場合、その負担の大きさは即座には分かりにくいのが、建物の経済価値が時価で表されると考えれば、その価額が税負担の大きさだと言える。この税負担の見定めは、我が国の税制上、資産価額が原則として時価で評価されること、また競売により政府が時価額の貨幣を入手できるだろうことから妥当と言えよう。

以上2つを一般化し、税の支払いとは経済価値（市場における価値）が私人から政府に移ることであり、その経済価値の大きさ（貨幣ならば金額、実物財ならば時価で表される）を税負担の大きさと考えてよいと思われる。貨幣による納税の場合には税額分の貨幣を「税として支払い」、物納の場合は実物財を「税として支払う」。政府はそのようにして手に入れた経済価値で経費を賄う。

■間接税の場合

小売税の例（2節）で税負担の転嫁が起きたという認識をもたらす材料は以下の事実だと思われる。

- 課税による10円の値上がりがあり、消費者は税がない時より10円余分に支払った。
- 価格のうちのその10円分の貨幣は、消費者から企業を経由して政府に渡った。
- 政府には10円の税収が発生した。

これにより、直接税の場合と同様に消費者が10円を税として支払ったと認識される。

政府が税収を経費に充てるには、政府が所有する経済価値が税によって増える必要があり、税収と表裏一体の関係にあるのが税の支払いである。よって「税をどれだけ支払ったか」とは、「どれだけ経済価値を政府に一方的に給付したか」という問いである。この質問に正しく答えるには、経済価値が様々な各財が経済主体間をどのように移動するかを考えねばならず、それは難しい。この難しい質問の代わりに、より簡単な「消費者は税がないときよりどれだけ多くの貨幣を支出したか」あるいは「消費者の手元からどれだけ額の貨幣が政府に移動したか」という質問に答えると、消費者が10円を「税として支払った」ことになる。これは置き換えによる認知エラーではないだろうか。

冒頭のスミスの説明や2節の小売税の説明は、経済主体間を移動する貨幣の額のみから成っており、実物財の経済価値は全く考慮されていない。貨幣だけで作れるス

トリーが認知しやすいために真実性の錯覚に陥り、「見たものが全て」になって実物財の経済価値を見落としたのではないか。

米税の例（2節）では、納税が実物財で行われたため、貨幣を単位として税負担を見るのに慣れている我々にはその大きさが即座に把握できず（システム1で対応できなかった）、その判断のために米の経済価値を金額で評価した（システム2による計算）ことで、小売税のケースで起きたと思われる認知エラーを回避できたのではないか。

実物面を勘案しつつ小売税のケースを見ると、税導入後における商品の経済価値は市場価格110円で表されるから、企業と消費者は市場取引で経済価値の等しい財（貨幣と商品）を交換する。その後、企業は10円を小売税として納める。これにより米税の例と合わせて矛盾のない結論（納税者が税を支払う）が導かれる。

以上から、税負担の転嫁は認知バイアスによる錯覚ではないかと筆者は考える。特に置き換え、具体的には「経済価値」についての質問を「金額」についての質問に無意識に置き換える思考⁴⁾が大きな役割を果たしていると思われる。

5 税の帰着

所得（名目、実質）の変化によって見定められる2種類の帰着を検討する。

■名目所得に基づく帰着

名目所得の変化によって見定められる帰着はミクロ経済学の入門書に現れる⁵⁾。それによると、商品1個当たり50円の税を売り手に課し、100円だった商品価格が30円騰貴したら、税導入前に比べて売り手の納税後の受取価格は20円減少し、買い手の支払価格は30円増加するから、50円の税は売り手が20円、買い手が30円と分担して負担することになる。

この説明は貨幣面だけを見ている。実物面を考慮し、商品の経済価値を勘案すると、以下ようになる。税導入後、取引で売り手が手放す商品は130円相当、入手する貨幣は130円、そこから50円を納税するから手元に残る経済価値は80円相当である。売り手が手放した経済価値は50円で、それはそのまま政府の税収の経済価値に等しい。他方、買い手が手放した貨幣は130円、入手する商品は130円相当で、買い手から政府への一方的な経済価値の移動はない。よって売り手が税を支払っている。

同額の税が売り手でなく買い手に課されたとき、100円だった商品価格が20円下落したなら、当該理論によれば、売り手の受取価格は20円減少、買い手の（50円の納税を含めた）支払価格は30円増加するため、税の分担

は前述した売り手への課税の場合と同じということになる。しかし実物面と経済価値を考慮すると、市場取引で交換される財の経済価値は等しく、各々が取引で手放す財も入手する財も80円相当であり、買い手だけが納税で50円相当の財を手放して政府に渡すため、買い手が税を支払っている。

以上からこの税の帰着は転嫁と同様、実物面を無視し、また経済価値を金額に置き換える（税導入前後の金額の差をそのまま経済価値の差と見なす）ために起きる錯覚だと思われる。

■実質所得に基づく帰着

実質所得に基づく税の帰着の見定め⁶⁾として最も単純なものは、実質収入と実質支出の差を実質所得とし、税導入によるその減少を税負担と定義する見方であろう。これを消費税に当てはめる。単純化のため、免税や簡易課税、軽減税率等の例外はなく税率は一律10%とし、消費税のないところに導入されるとする。それによりある商品の価格が100円から110円となり、同時に一般物価指数は変化せず、消費者の収入が（名目で、つまり実質でも）不変とすれば、商品価格は税導入前より実質10円騰貴したので、その10円という税が商品を買う消費者に帰着することになる。

ところで消費税は価格への税額の完全な上乗せを予定している。これが起きると一般物価は10%騰貴するため、商品への支払いの100円から110円への騰貴は実質支出では不変であり、他方、消費者の収入は（名目で不変とすれば）実質10%減少し、この減少分が税の帰着となる。「見たものが全て」に囚われないように商品売る企業にも目を向けると、税額を価格に上乗せして売って消費税を納めれば名目所得は税導入前と変わらないが、一般物価の騰貴により実質所得は10%減少している。定義からこれも税の帰着である。このように消費者と企業の両者に税は帰着し、その全額が政府の税収になってはいない（企業に帰着した額だけで税収額と等しい⁷⁾）。よってこの税の帰着と税の支払いは別の概念である。

置き換えを防ぐため商品の経済価値を考慮する。商品価格が100円だった税導入前には、商品と貨幣100円の経済価値は等しかった。税導入後に商品価格が110円になると、商品と貨幣110円の経済価値が等しくなる。それにより消費者の収入の経済価値が商品に対して下落する。消費者の損失は、商品を買う買わないにかかわらずこの価格騰貴によって、そしてそれによってのみ起き（商品の購入は等価交換である）、価格騰貴自体は政府の税収を生み出さないから、消費者は政府に税を支払っていない。他方、企業は商品と貨幣の等価交換の後、政府に

一方的に経済価値を給付する。よって税を支払うのは企業である⁸⁾。

6 消費税制度と認知バイアス

我が国の消費税制度には、消費者が税を支払っており企業は支払っていないと誤って認識させる要因が随所に備わっていると思われる。

一般消費者の大多数は税負担の定義を知らず、また意識したこともないだろうが、にもかかわらず「消費税は消費者が負担している」という考えに疑いを抱くことはまずないように見受けられる。この原因としてはまず「消費税を消費者が負担する」という説明の認知しやすさによる真実性の錯覚が考えられる。ここで「待てよ、そもそも負担とは何だ？」というシステム2のチェックは入りにくいだろう。

また請求書や値札等に示される「消費税分」によるフレーミング効果も疑われる。その表示は、他にも売り手企業が支払う費用があるにもかかわらず、価格のうちの消費税分だけを売り手に代わって買い手が支払っていると認識しやすくする⁹⁾。同時に「本体価格」の表示はその額と商品の経済価値を同一視させ（置き換え）、「余分に」支払う分を対価の一部ではなく税であると認識しやすくする。

消費税法は消費税の課税標準を税抜売上と定め、それに係る税額から仕入に係る税額を控除するという計算手順を示す。この提示方法は、売上の対価——自由主義経済において売り手が正当に所有できる経済価値——は税抜売上の額であり、そこに含まれない「消費税分」は預かっているのだ、と認識させやすいだろう（フレーミング効果）。

1つの税の支払いは、ある税源（税として政府に移転される経済価値の在処）から政府への、ある大きさの経済価値の一方的移転というただ1つの事実だが、課税標準や税額計算手続き、値札等の提示の仕方によっては以上のように認知エラーを引き起こし、実際と異なって認識される可能性がある。

7 経済への影響

本稿では大きく次の2つを論じた。

- 税負担の転嫁は認知バイアスによる錯覚であろう
- 税の支払いと税の帰着は異なる概念である

また論考の過程で、税とは私的経済主体から政府への一方的な経済価値の移転であり、その大きさを税負担の大きさと考えるのが妥当であることを示した。もちろん所

得に基づいて適切に定義された税の帰着も、財政政策の変更によって私人が被る厚生悪化を表すという意味では有益な尺度だろうが、税の支払いと混同されるべきではなく、また第一義的な税負担は税の支払いのほうであると筆者は考える。なぜなら税の支払いは財産権における制限そのものであり、税の帰着はそれにさらに市場における変化——自由主義経済によって予定されている——の影響を加味した結果を表すものだからである。

これら認識の誤り、また定義の齟齬は、単にそれ自身の問題に留まらず、我が国の経済に、ことに消費税に関して重大な影響を及ぼしていると思われる。

税負担の転嫁や帰着の視点からは、第一義的な消費税の担税者（それを支払う企業である）とその負担の大きさは見誤られ、節税行動を正しく予測できない。完全な転嫁が擬制され企業に負担がないと見なされると、企業が付加価値税たる消費税を節税するために行うであろう付加価値の削減、特に人件費削減の原因の候補から消費税が外れてしまう。消費税導入とともに始まった「失われた30年」における経済成長の停滞と賃金低下の原因として消費税は真っ先に疑われるべきと筆者は考える。

また税の支払いと税の帰着の混同は、免税による税の還付先を、税が帰着した主体と見定めさせる。経済価値で見れば、税の正しい還付先は税を支払った者であり、このような混同は意思決定を誤らせる。仕入税額控除不足による還付という制度設計はこの種の誤りだと思われる。

第一義的な税負担が税の支払いなら、第一義的な担税力は税の支払能力であり、どれだけの経済価値を手放しても暮らせるか、経営を続けられるかが担税力の指標となる。税を支払う者以外に税が帰着すると考えるなら、「税を支払うが、帰着しないはずだ」と見なされた主体への課税は担税力を超える可能性がある。消費税の新規滞納発生がなかなか減らないのはこれが現に起きているためではないか。

(とみなが かずと ^{かのう} 和情報網)

1) アダム・スミス (山岡洋一訳) 『国富論 (下)』、日本経済新聞出版社 (2007)、p.137

2) 富永和人「消費税負担の理論的再検討」、『税制研究』77号 (2020)、pp.14-21

3) ダニエル・カーネマン (村井章子訳) 『ファスト&スロー (上)』、早川書房 (2012)。本節に述べる認知バイアスの概略は同書に基づく。

4) いわゆる貨幣錯覚の多くはこれによるものではないか。

5) N. グレゴリー・マンキュー（足立英之他訳）『マンキュー経済学I ミクロ編』第3版、東洋経済新報社（2013）、pp.184-192 など。

6) R. A. マスグレイヴ（木下和夫監修、大阪大学財政研究会訳）『財政理論II』、有斐閣（1962）、p.327 など。

7) 例えば税導入後を実質価額の基準とし、企業に仕入がないとすると、税導入前の商品1個の販売による名目所得100円は実質110円、税導入後の商品1個の販売による（納税後の）名目所得100円は実質100円で、実質10円の税が帰着しており、このとき政府は実質10円の税収を得る。

8) より詳しい例は前掲・富永（5節）にあるので参照されたい。

9) これについて筆者には、次のような個人的に興味深い経験がある。税に関して専門的な知識を持たない身近な者にふと「ある企業に課される固定資産税が増え、商品価格が少し上がったら、それを買うときに固定資産税を自分が払うとを感じるか？」と尋ねたところ、そうは感じないと答えたので、「ではその値上がり額が値札に『固定資産税分』と書いてあったら？」と聞いたら、それなら自分が払うとを感じるだろうと答えた、というものである。